返礼品協力事業者登録条件確認書

武蔵村山市ふるさと寄附返礼品の協力事業者となるため、以下に定める条件を全て満たしていることを確認いたしました。

　□　各種法令、規則等に沿った生産、製造、販売、役務の提供を行っていること。

　□　市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場がある企業または個人事業者であること。

　□　市税等を滞納していない事業者であること。

　□　代表者及び従業員等が、「武蔵村山市暴力団排除条例」に定める暴力団の構成員等でないこと。

　□　個人情報保護法及び市条例等に基づき、個人情報を適切に扱うことができる事業者であること（取得した個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することはできないこととする。）。

　□　商品の梱包、発送並びに市及び市が委託する支援事業者の問い合わせ等の対応が可能であること（発送については、市が委託する支援事業者が指定する宅配業者により対応が可能であること。）。

　□　電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、かつ、市が委託する支援事業者との連絡が電子メールにて確実に行える状態であること。

　□　返礼品においては、「国の地場産品基準」のいずれかに該当する地場産品であること。また、以下の項目について、該当する商品やサービス（以下「商品等」とする。）であること。

・本市のＰＲ及びイメージアップにつながる商品等であること

・本市の地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること

・高い品質と安全性を保証し、信頼性のある商品等であること

・飲食物の場合は、出荷後５日以上の賞味期限が保証されるものであること

・返礼品の単価（調達費用）については、上限額を50万円とし、資産性の高くないものとすること

・品質及び数量等において、安定供給が見込める商品等であること（ただし、収穫時期等により期間限定・数量限定の商品等についてはこの限りではない）

・商品内容及びサービス内容の情報開示が可能な商品等であること

代表者氏名